

医療情報システムの契約のあり方等に関する有識者委員会 開催要綱

1. 趣旨

医療情報の安全管理については、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、総務省及び経済産業省が策定した「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」等により、必要な対策等が規定されてきた。

しかしながら、近年の医療における情報セキュリティインシデント事例を踏まえれば、医療情報システムに関する契約の際に、医療機関と事業者との責任分界が適切に協議されていなかったこと等が課題として考えられる。

このため、医療情報システムに関する契約の際に、医療機関と事業者との間で、情報セキュリティ確保の観点から双方の役割分担等について合意形成を図るに当たり、最低限留意すべきこと等をチェックリストとして取りまとめることを目的として、「医療情報システムの契約のあり方等に関する有識者委員会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) チェックリストに関する事項
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 本委員会の委員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は、本委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長に事故が生じた場合は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 委員会を欠席する委員は、その申出により、委員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 委員会を欠席する委員は、座長を通じて、当該委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

4. 運営

- (1) 本委員会は、非公開とする。
- (2) 会議資料は、原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (3) 議事要旨（発言者氏名を除く。）は、会議終了後、委員等の確認を経た上で公開する。
- (4) その他、本委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (5) 本委員会の庶務は、関係省庁の協力を得ながら、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が行う。